

# ネットいじめ

尾黒 未空

1. はじめに
2. ネットいじめの定義
3. ネットいじめの現状
4. 現状に対する取り組み・対策
5. おわりに

## 1. はじめに

インターネットや SNS が急速に普及した現代社会では、私たちの生活が大きく変化しており、コミュニケーションの形態が多様化し、時間や場所を問わずに人とつながることができるようになった一方で、新たな社会問題も生じている。

その中でも「ネットいじめ」は、特に深刻な問題として注目され、従来のいじめと異なり、匿名性や拡散性といったインターネット特有の性質を持っている。また、被害が広範囲に及ぶだけでなく、被害者が逃げ場を失いやすい点が特徴の一つである。この問題は、特に子どもや若者に大きな影響を与えている。総務省の調査によると、ネットいじめを経験した中高生の割合は年々増加しており、学校生活や家庭環境に深刻な影響を及ぼしていることが報告されておる。また、SNS を利用する若者の多くが、友人や知人との交流の場としてインターネットを活用しているため、ネットいじめが発生すると、その影響は被害者の人間関係全体に広がる可能性があり、ネットいじめは単なる個人間の問題にとどまらず、社会全体で取り組むべき課題として認識されている。

一方で、ネットいじめの加害者側も、必ずしも悪意を持って行動しているとは限らず、匿名性の裏に隠れ、軽い気持ちで書き込んだコメントが、相手にとっては大きな傷となるケースも少なくない。また、グループ内での同調圧力や「場の空気」に流される形でいじめに加担してしまう場合もある。このように、ネットいじめの背景には、現代のコミュニケーションの特性や、人間関係の複雑さが関わっていると考えられる。

本レポートでは、ネットいじめの定義やその現状について整理し、問題の本質を明らかにするとともに、解決に向けた課題を考察していく。

## 2. ネットいじめの定義

本題に入る前に、ここでいう「ネットいじめ」とは何かについて、考えていく。「いじめ」について、いじめ防止対策推進法第二条第一項では、以下のように定義している。

「児童等に対して、該児童等が在籍する学校に在籍している等該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

この法律に基づき、「ネットいじめ」とは、「インターネットを通じて、学校生活やその周辺で形成された人間関係を背景に、児童等に心理的または物理的影響を与え、心身の苦痛を感じさせる行為」と定義する。

この定義を具体的に理解するために、ネットいじめがもつ特徴を3つの観点から整理する。

### ①「インターネットを媒介とすること」

ネットいじめは、SNS、チャットアプリ、掲示板など、インターネット上で行われるいじめを指す。インターネットの匿名性や情報の拡散性が特徴であり、従来のいじめとは異なる側面を持っている。

### ②「学校やその周辺の人間関係に基づくこと」

ネットいじめは、主に学校生活での人間関係を背景に発生する。学校外の第三者による行為は含まれない場合が多いが、学校での関係がオンラインに持ち込まれるケースが多い。（今回も、第三者によって行われた行為は除く）

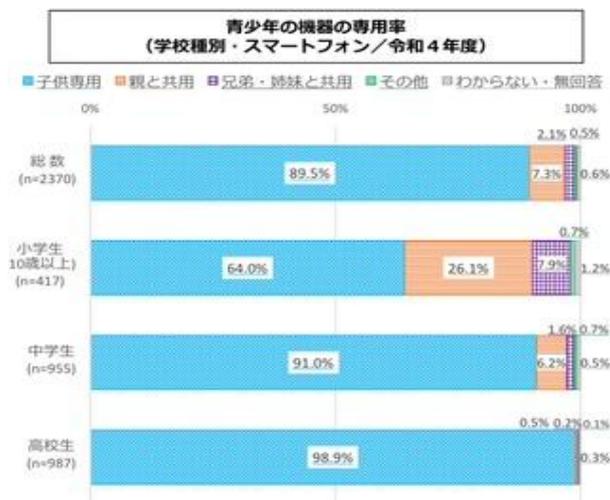
### ③「被害者の苦痛が基準となること」

行為そのものの意図や形態に関わらず、被害者がそれを苦痛と感ずるかどうかが問題の本質となる。被害者の主観が重要視される点がネットいじめの定義において不可欠である。

### 3. ネットいじめの現状

ネットいじめの現状について、グラフの数値に基づいて考えていく。

スマートフォンの普及がネットいじめの増加に大きく影響を与えているのではないかと考える。令和4年度の「青少年の機器の専用率」<sup>1</sup>によれば、青少年全体の89.5%がスマートフォンを専用で所有しており、中学生では91.0%、高校生では98.9%と非常に高い割合に達している。スマートフォンは日常生活の一部になっているのである。



「青少年の機器専用率(学校種別・スマートフォン)」(内閣府)

次に、実際に認知されたネットいじめのデータをみていく。文部科学省の令和4年度の「いじめの認知件数」<sup>2</sup>の中で、パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる認知件数では、全国の小・中・高等学校および特別支援学校におけるいじめの認知件数は、681,948件と報告されている。その中で「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる認知件数」、すなわちネットいじめの件数は、23,920件であり、全体の約3.5%を占めている。この割合は、学年が上がるにつれて、ネットいじめの割合が増加する傾向が確認できる。特に、中学生と高校生の割合の高さは、スマートフォン利用率の上昇と密接に関連していると考えられる。

	いじめ認知件数	パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる認知件数	
	件数 (件)	件数 (件)	構成比 (%)
小学校	551,944	9,690	1.8
中学校	111,404	11,404	10.2
高等学校	15,568	2,564	16.5
特別支援学校	3,032	262	8.6
計	681,948	23,920	3.5

「いじめの認知件数」(青少年インターネット利用環境実態調査結果を基に作成)

さらに、「令和元年度から令和4年度にかけてのネットいじめの認知件数」<sup>3</sup>をみていく。表を見てみると、小学生で5,608件から9,690件、中学生で8,629件から11,404件と増加しており、特に中学生における増加が顕著である。一方で、高校生では件数自体は減少しているが、構成比率は依然として高い。このことから、ネットいじめは中学生において最も多く、問題が深刻化していることが示唆される。

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)	件数 (件)	構成比 (%)
小学校	5,608	1.2	7,407	1.8	9,454	1.9	9,690	1.8
中学校	8,629	8.1	8,662	10.7	9,783	10.0	11,404	10.2
高等学校	3,437	18.7	2,598	19.8	2,454	17.3	2,564	16.5
特別支援学校	250	8.1	203	9.0	209	7.8	262	8.6
計	17,924	2.9	18,870	3.6	21,900	3.6	23,920	3.5

「令和元年度から令和4年度にかけてのネットいじめの認知件数」  
 (令和元年度～4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果を基に作成)

参考資料

<sup>1</sup> 内閣府 「令和4年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果」  
 <[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/ce23136f-8091-4491-9f29-01fc8a98cf83/18a29c16/20230401\\_councils\\_internet-kaigi\\_ce23136f\\_10pd](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ce23136f-8091-4491-9f29-01fc8a98cf83/18a29c16/20230401_councils_internet-kaigi_ce23136f_10pd)> (2025/01/16 閲覧)

<sup>2</sup> <sup>3</sup> 文部科学省初等中等教育局児童生徒課 「令和4年度 児童生徒の問題行為・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」  
 <[https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/ce23136f-8091-4491-9f29-01fc8a98cf83/18a29c16/20230401\\_councils\\_internet-kaigi\\_ce23136f\\_10.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/ce23136f-8091-4491-9f29-01fc8a98cf83/18a29c16/20230401_councils_internet-kaigi_ce23136f_10.pdf)> (2025/01/16 閲覧)

#### 4. 現状に対する取り組み・対策

このような現状に対して、どのような取り組みが行われているのだろうか。また、どのように対策していくべきなのかについて、政府・学校・家庭で分けて考えていく

政府は、ネットいじめを防止するための法整備や啓発活動を進めている。具体的には、「いじめ防止対策推進法」に基づき、学校や自治体に対してネットいじめの防止・対応策を策定することを義務付けている。また、文部科学省や総務省が中心となり、児童・生徒や保護者に向けた啓発キャンペーンを実施し、ネットリテラシーの向上を図っている。さらに、警察や関連機関との連携を強化し、重大な被害を伴うケースに迅速に対応する体制を整えている。

学校では、ネットいじめを未然に防ぐための教育や指導が行われている。まず、情報モラル教育を通じて、児童・生徒にインターネットの正しい使い方や危険性を学ばせる取り組みが進められている。また、教師が生徒間のトラブルに早期に気づけるよう、日常的な観察やカウンセリング体制を強化している。さらに、学校内でネットいじめが発覚した場合には、保護者や関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応する仕組みが整備されつつある。

家庭では、保護者が子どものインターネット利用状況を把握し、適切に管理することが求められている。例えば、子どもとルールを決め、使用時間や閲覧内容を制限することで、トラブルのリスクを軽減する取り組みが重要である。また、日常的に子どもとのコミュニケーションを深め、インターネット上での悩みやトラブルについて相談しやすい環境を整えることも効果的である。さらに、保護者自身がネットリテラシーを高め、子どもに対して正しい知識や態度を示すことが必要である。

ネットいじめへの取り組みには、政府、学校、家庭それぞれの役割が重要であるが、これらが個別に動くだけでは不十分である。政府による法整備や啓発活動、学校での教育や迅速な対応、家庭での見守りや信頼関係の構築が互いに連携し合うことで、初めて実効性のある対策が実現する。ネットいじめを根本的に防ぐためには、これら三者が一体となって協力し、社会全体で問題に取り組む姿勢が求められる。

## 5. おわりに

ネットいじめは、スマートフォンや SNS の普及に伴い深刻化し、被害者の増加や低年齢化が進んでいる。現状のデータからも、子どもたちがオンライン環境で多くの時間を過ごす中で、ネットいじめが日常的な問題となっていることが浮き彫りになっている。この問題に対し、政府、学校、家庭がそれぞれ取り組みを進めているが、解決にはまだ多くの課題が残されている。

特に、ネットの匿名性や情報拡散の速さは、従来のいじめとは異なる新たな難しさをもたらしている。こうした特性に対応するためには、法整備や啓発活動、情報モラル教育などの対策を一層強化する必要がある。また、被害者を守り、加害者への指導を行うだけでなく、予防の観点から子どもたちがネットを安全に利用するための環境づくりが重要である。

最も大切なのは、政府、学校、家庭が連携し、社会全体で問題に向き合う姿勢を持つことである。ネットいじめのない社会を実現するためには、一人ひとりが意識を持ち、日常的に子どもたちを見守り、支える取り組みを続けていくことが求められる。